

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第20条第1項の規定に基づき、採取計画の変更の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成23年12月6日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

名称及び代表者の氏名	主たる事務所所在地	砂利採取場の所在地及び面積	採取する砂利の種類及び数量	認可の内容			認可年月日
				変更事項	変更前の内容	変更後の内容	
有限会社森本組 代表取締役 森本 省治	鳥取市湖山町東二丁目245	鳥取市三津字大浜1072-139外2筆 (9,304平方メートル)	砂（23,359立方メートル）	採取の期間	平成22年11月26日から平成23年11月25日まで	平成22年11月26日から平成24年5月25日まで	平成23年11月10日